

新宿区消費生活地域協議会(概要)

消費者教育の推進に関する法律

(平成24年8月10日成立、8月22日公布、12月13日施行)

消費者教育推進地域協議会

第20条に基づく都道府県、市町村の設置努力義務

◇ 機能・目的

- ・消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する協議会構成員相互の情報交換、調整
- ・消費者教育推進計画作成・変更意見

●協議会設置目的

- ・消費者教育の推進
- ・高齢者等消費生活上特に配慮が必要な区民に対する地域の見守りの強化

●協議事項

- ①消費生活施策の推進
- ②消費者教育の推進
- ③消費者安全の確保
- ④新宿消費生活センターの機能強化
- ⑤関係機関との連携及び協力

●特徴

- ・「消費者教育推進地域協議会」と「消費者安全確保地域協議会」の両機能を兼ねた協議会
- ・既存ネットワーク『悪質商法被害防止ネットワーク』の活用

改正消費者安全法

(平成26年6月6日成立、6月13日公布、平成28年4月1日施行)

消費者安全確保地域協議会

第11条に基づき組織することができる

◇ 機能・目的

- ・消費者安全の確保のための情報交換、取組協議
- ・構成員に対する情報提供、意見表明
- * 構成員:協議会での協議結果に基づく、消費生活上特に配慮を必要とする消費者の見守り等(秘密保持規定)

◇ その他

- ・地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができる。

●委員構成 25名以内で構成

- ・任期:2年(警察は1年)
- ・学識経験者、弁護士、消費者団体、地域(町会、商店会、民生・児童委員、公募区民)、学校(小・中・高)、警察、福祉、区(消費生活相談員含む)

協議会ネットワークイメージ図

新宿区消費生活地域協議会
(事務局 新宿消費生活センター)

ワーキンググループ

中学校向け消費者教育副読本作成委員会
委員構成

・新宿消費生活センター、教育委員会、中学校教諭

悪質商法被害防止ネットワーク
委員構成

・新宿消費生活センター、高齢者総合相談センター、
介護事業者、民生委員等